

島根県 たばこ対策指針



平成16年2月

島根県

「島根県たばこ対策指針」策定にあたって

本県は、健康長寿日本一を目指し、平成12年度から運動習慣の普及や正しい食生活の定着、たばこ対策、歯の健康づくりの推進といった「健康長寿しまね」の取り組みを、県民運動として展開しております。

特に、喫煙は多くの病気を引き起こす大きな原因であるとともに、受動喫煙や未成年者の喫煙の問題などもあることから、たばこ対策への社会的な取り組みが重要となっています。

こうしたことから、「島根県たばこ対策指針策定委員会」を設置し、行政や教育、医療、健康推進団体、マスコミ、さらには、たばこ販売などの関係者に御参加いただき、県内のたばこ対策を取り巻く現状と課題を踏まえながら、県、市町村、関係機関・団体の今後のたばこ対策の取り組みについて検討し、指針として策定いたしました。

県といたしましては、今後、この指針に基づき、たばこ対策を積極的に推進してまいります。

市町村や関係機関・団体におかれましても、この指針の趣旨を御理解いただき、将来の島根県を担う子どもたちや、地域住民、職場の仲間の健康を守るという観点から、たばこ対策をより積極的に推進していただきますようお願いいたします。

平成16年2月

島根県健康福祉部長 永田 伸二

ごあいさつ

I	はじめに	1
II	たばこを取り巻く現状と課題	2
	1. 未成年者の喫煙	2
	1-1 未成年者の喫煙経験	
	1-2 未成年者の喫煙のきっかけ	
	1-3 たばこの入手方法	
	2. 分煙について	6
	2-1 公共施設の分煙対策	
	2-2 事業所の分煙対策	
	3. 禁煙サポート	8
	3-1 成人の喫煙率	
	3-2 禁煙希望の状況	
	3-3 禁煙指導を行っている医療機関数	
	4. 普及啓発について	10
III	今後のたばこ対策推進の基本的な考え方	11
IV	今後のたばこ対策について	12
	1. 県の取り組み	12
	1) 未成年者の喫煙防止～「防煙」～について	
	2) 受動喫煙防止～「分煙」～について	
	3) 禁煙サポート～「禁煙」～について	
	4) 普及啓発等について	
	2. 市町村の取り組み	14
	3. 関係機関・関係団体の取り組み	14
	1) 未成年者の喫煙防止	
	2) 受動喫煙の防止	
	3) 禁煙サポート体制の整備	
	4) 普及啓発	
V	県民の皆様に期待すること	16
VI	たばこ対策の進行管理について	16

I はじめに

島根県では、平均寿命の全国順位を男性10位以内、女性1位を目指し、「健康づくり対策」「要介護状態の予防対策」「高齢者の生きがいづくり」を3本柱にした「健康長寿しまね」を平成12年度から推進してきました。

しかしながら、島根県民の健康指標の動向をみると、平均寿命では女性は全国上位を維持していますが、男性は全国順位が低下する傾向にあります。また、死亡率でみると3大死因の中では、男女とも悪性新生物が最も高く、心疾患や脳血管疾患の死亡率の減少傾向も弱まっています。悪性新生物では、男性では肺がんの死亡率が最も高く、大腸がんも増加する傾向にあり、女性は大腸がん、乳がんの死亡率が増加する傾向にあります。

こうした状況を鑑み、平成15年度から「たばこ対策」「食育」「働きざかりの健康づくり」を健康づくりにおける重点項目に定めて、「健康長寿しまね」を更に推進することとしました。

平成14年12月に厚生科学審議会が答申した「今後のたばこ対策の基本的な考え方」によると、肺がん死亡のリスクは、喫煙者が非喫煙者に比較して男性が約4倍、女性が約2倍高いとされ、その他のがん、脳卒中、心疾患などのリスクも高まるだけでなく、妊婦の喫煙により低出生体重児出産のリスクが高まるなど、喫煙の健康への悪影響が指摘されています。そして、たばこ煙の成分には4,000種類の化学物質、40種類以上の発がん物質及び発がん促進物質が含まれており、さらに、国際疾病分類ICD10において、ニコチン依存は独立した疾患として扱われ、たばこの依存性について科学的知見があることを指摘しています。

また、平成15年5月に健康増進法が施行され、その第25条において「多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と規定されました。そして、たばこパッケージにおける健康警告表示や未成年者へのたばこ販売防止の取り組み、受動喫煙防止手段の実施などが盛り込まれた「WHOたばこ対策枠組み条約」が、世界保健総会で採択されました。

こうした状況を踏まえ、今後の総合的なたばこ対策の推進にあたり、県や市町村のみならず県民、関係機関・団体の行動指針として本指針を定めることとしました。

Ⅱ たばこを取り巻く現状と課題

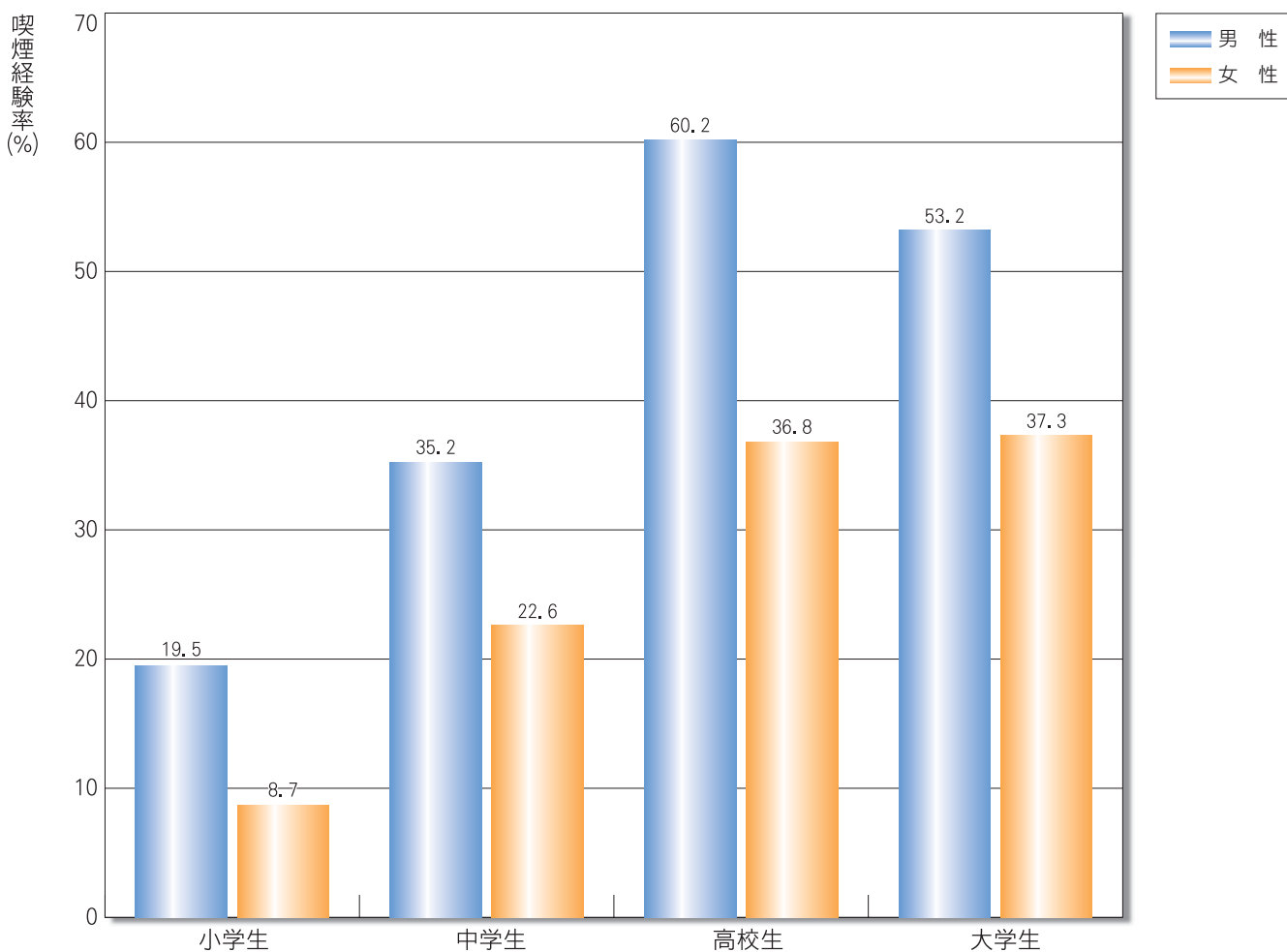
島根県で行いました、次の調査をもとにたばこを取り巻く現状と課題をまとめました。

- 平均寿命改善のための喫煙対策に関する調査研究（平成11年度実施）
- 公共施設の分煙対策実態調査（平成12年度実施）
- 職場の健康づくり実態調査（平成13年度実施）
- 禁煙指導を行っている医療機関調査（平成14年度実施）

1. 未成年者の喫煙

現 状

1-1 未成年者の喫煙経験

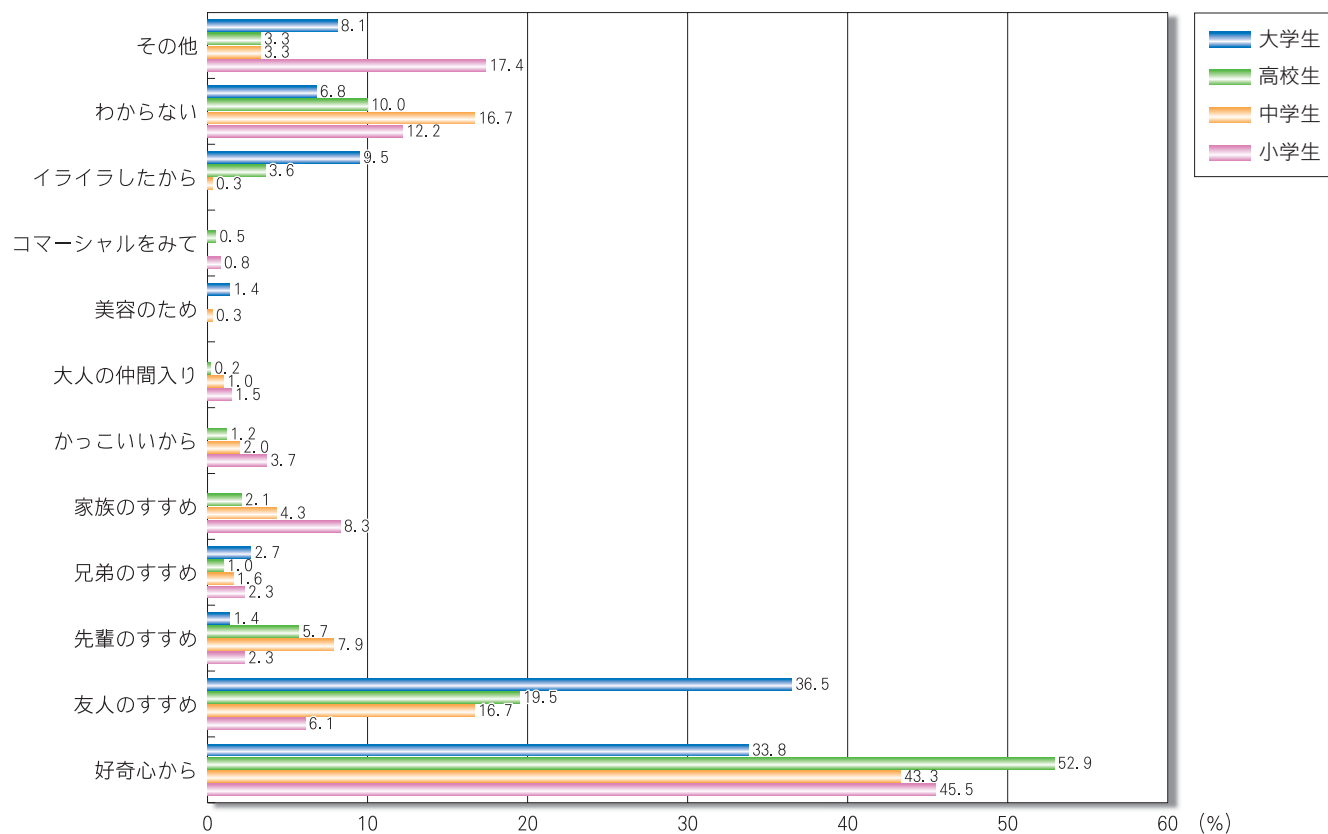


出典：平成11年度平均寿命改善のための喫煙対策に関する調査研究事業報告書
(島根県健康福祉部医療対策課地域保健推進室)

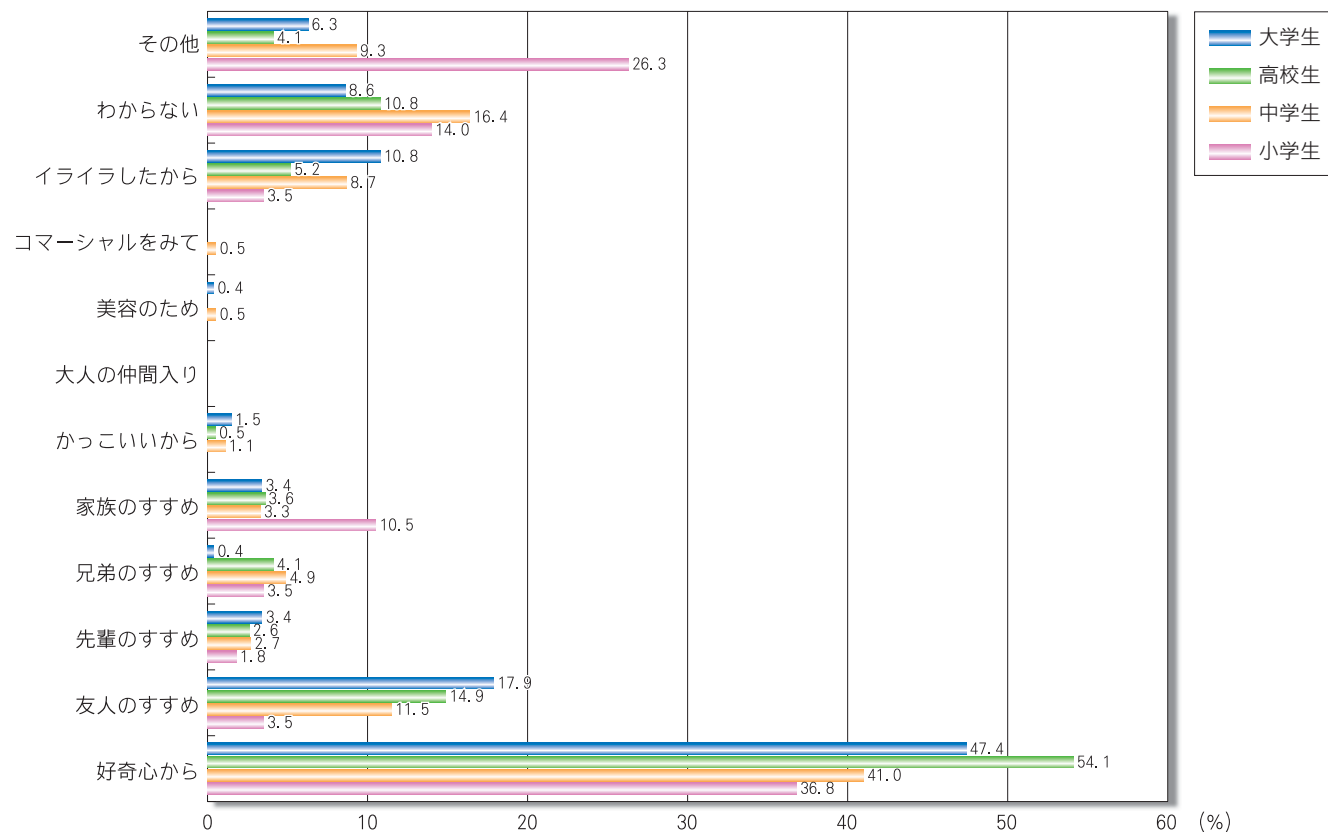
今までにたばこを一口でも吸ったことがある者の割合は、小学生で男子が19.5%、女子が8.7%で、学年が上がるにともない、その割合が増加する傾向にありました。

1-2 未成年者の喫煙のきっかけ

●男性



●女性

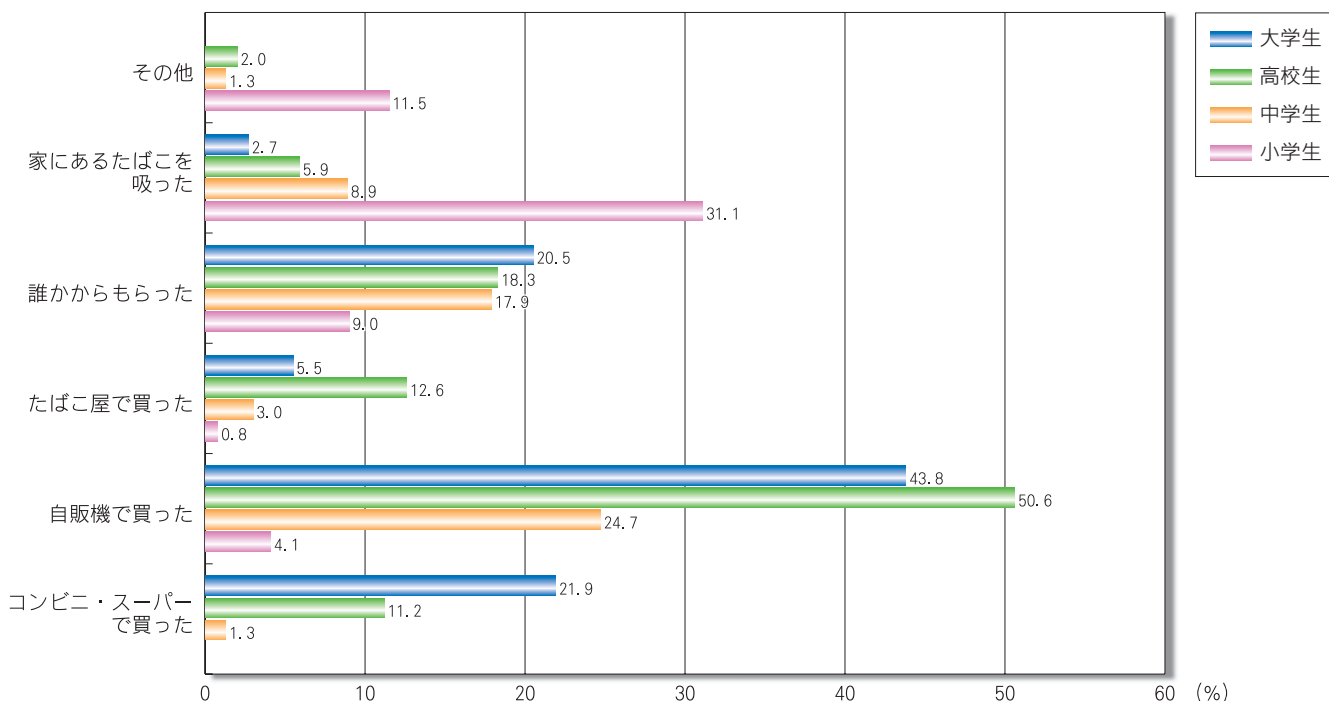


出典：平成11年度平均寿命改善のための喫煙対策に関する調査研究事業報告書
(島根県健康福祉部医療対策課地域保健推進室)

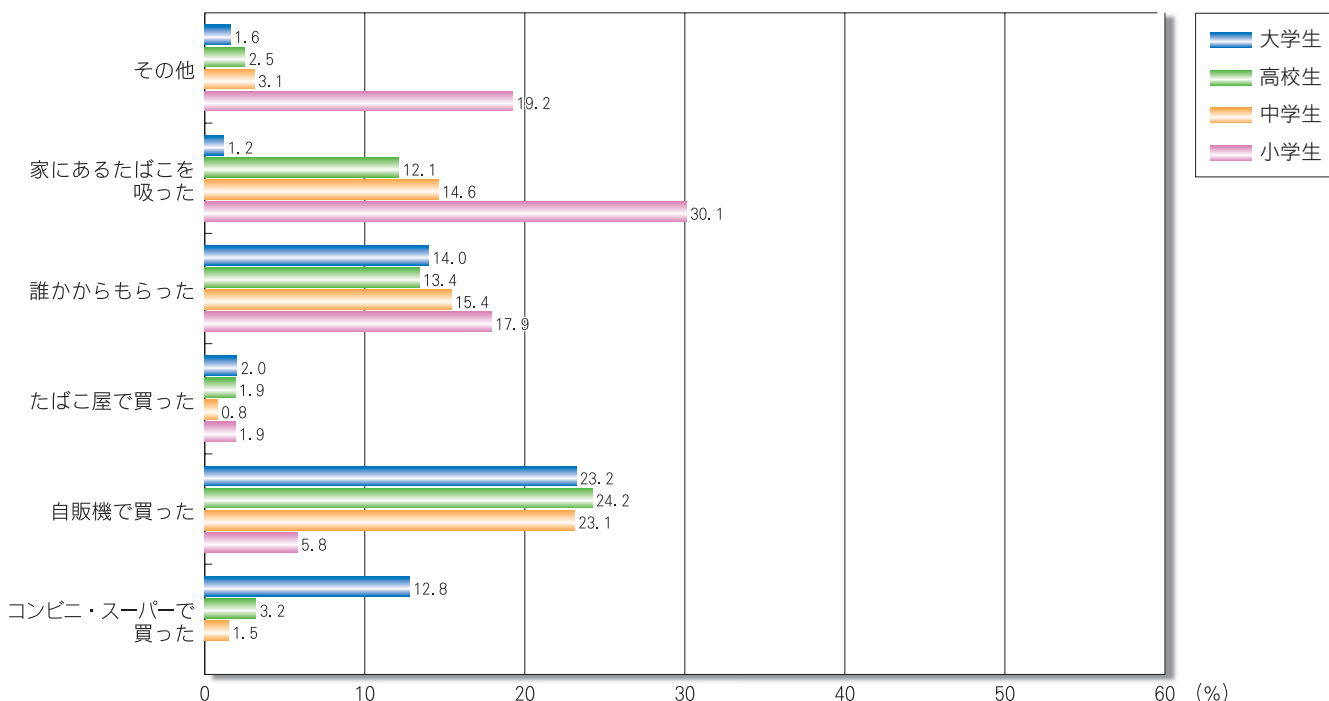
未成年の喫煙のきっかけは小学生、中学生、高校生においては、男女を問わず「好奇心」が最も高い割合でした。また、「友人のすすめ」は大学生男子で最も割合が高く、大学生女子で17.9%、中学生では男子16.7%、女子11.5%、高校生では男子19.5%、女子14.9%と「好奇心」に次いで高い割合でした。小学生では、「家族のすすめ」が男子8.3%、女子10.5%でした。

1-3 たばこの入手方法

●男性



●女性

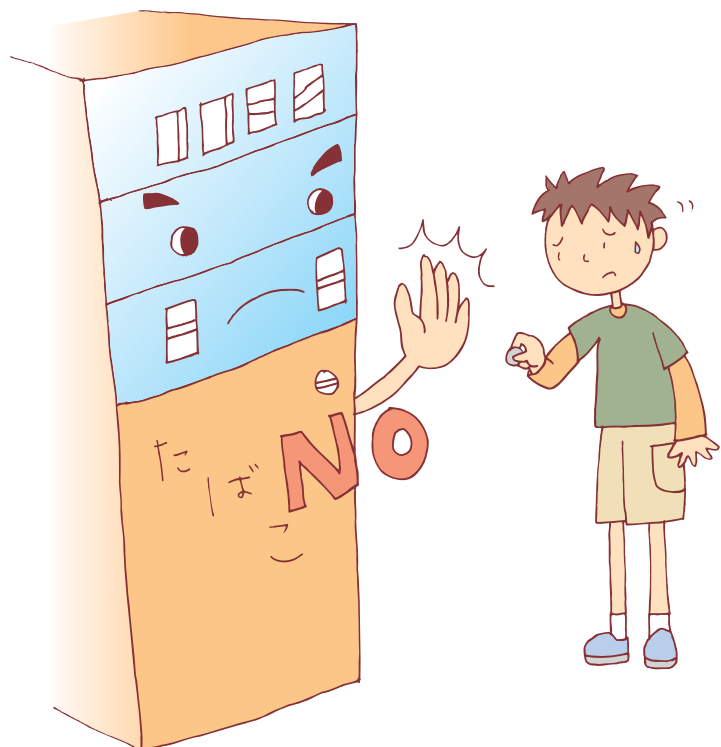


出典：平成11年度平均寿命改善のための喫煙対策に関する調査研究事業報告書
(島根県健康福祉部医療対策課地域保健推進室)

たばこの入手方法では、小学生では男女とも「家にあるものを吸った」が最も割合が高く、約3割を占めていました。中学生、高校生では、男女とも「自販機で買った」が最も多く、高校生男子では50.6%にのびりました。

課 題

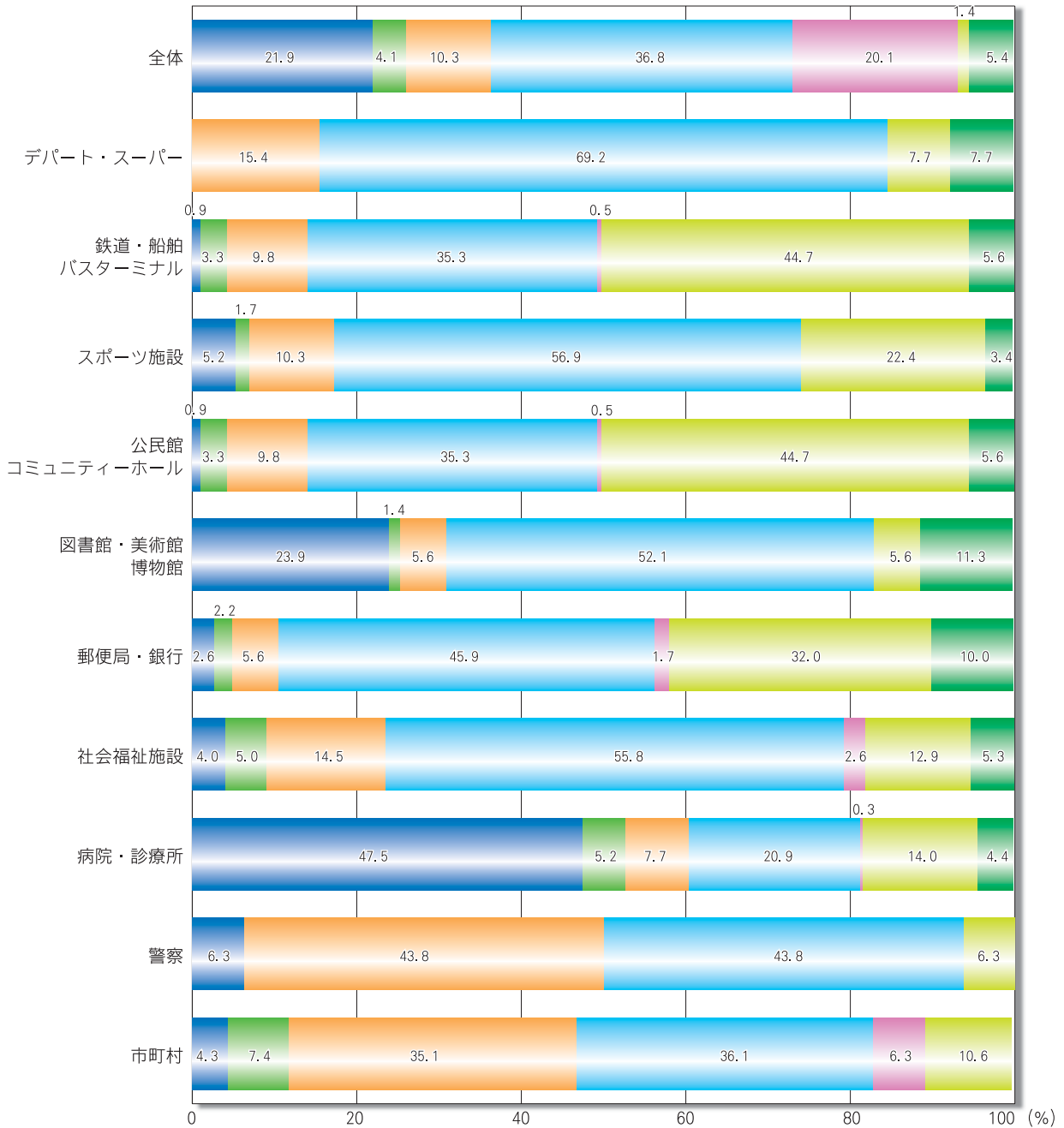
- 小学生において男子の約2割、女子の約1割が、喫煙経験があります。学校では、たばこについての教育は、保健指導や授業で行われており、子ども達は、頭ではたばこを吸うことはいけないとわかっていますが、実際は好奇心や友人にすすめられたりして、たばこを口にしているようです。子ども達にたばこへの好奇心を持たせないようにしたり、友人からのすすめを断ることができるよう、たばこの健康への悪影響等について、より効果的な教育方法を開発する必要があります。
- たばこの入手方法は小学生では「家にあるもの」が多いことから、PTA関係者に子どもの喫煙実態を周知し、子ども達に最初の1本目のたばこを吸わせない「防煙」の取り組みを、地域や家庭で促していく必要があります。
- たばこの自動販売機の中には、未成年者でも容易にたばこが購入できるような管理、監督が十分になされていないものがあるために、中学生、高校生のたばこの入手方法では「自販機」が多いものと考えられます。



2. 分煙について

現 状

2-1 公共施設の分煙対策

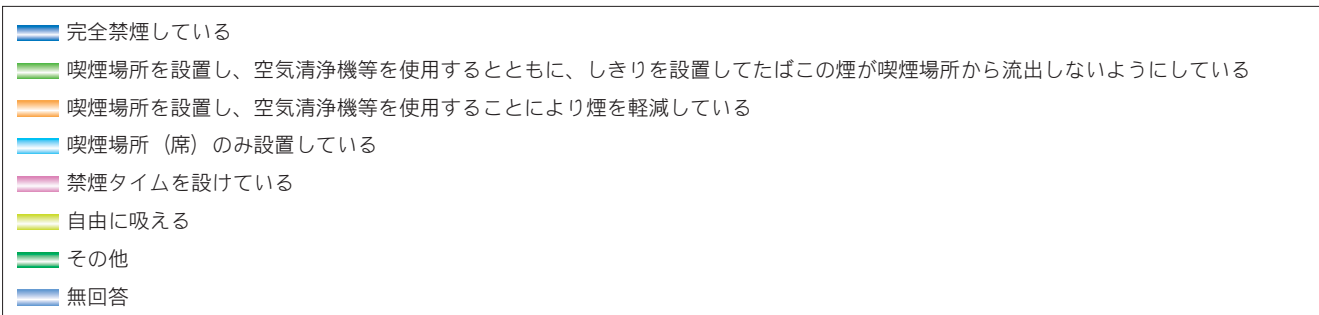
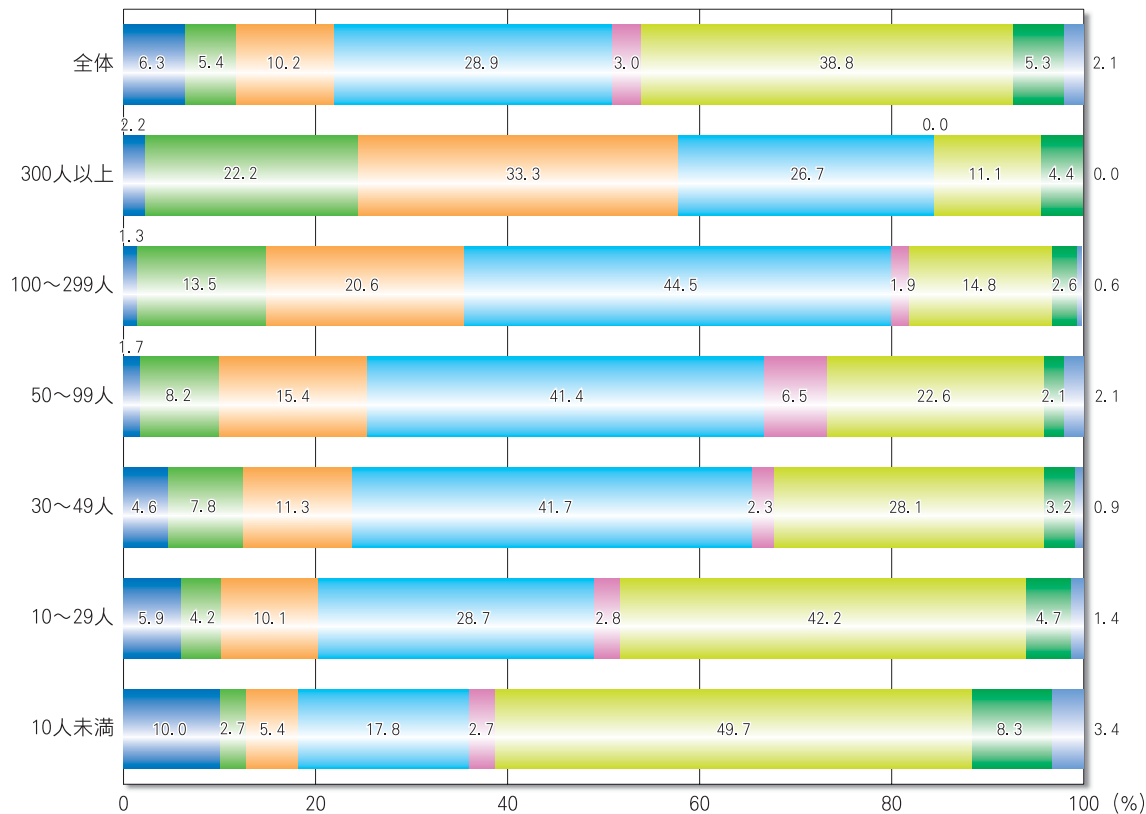


- 完全禁煙している
- 喫煙場所を設置し、空気清浄機等を使用するとともに、しきりを設置してたばこの煙が喫煙場所から流出しないようにしている
- 喫煙場所を設置し、空気清浄機等を使用することにより煙を軽減している
- 喫煙場所（席）のみ設置している
- 禁煙タイムを設けている
- 自由に吸える
- その他

出 典：平成12年度公共施設の分煙対策実態調査（島根県実施）

対象施設：2,350か所 回答施設：1,750か所

2-2 事業所の分煙対策

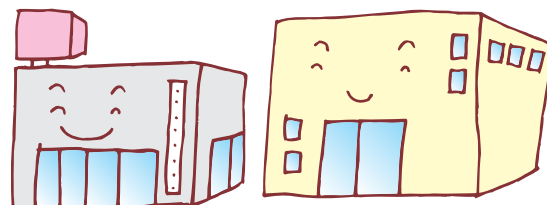


出典：平成13年度職場の健康づくり実態調査報告書（島根県実施）

対象事業所：6,103か所 回答事業所：2,775か所

健康増進法が目指す受動喫煙防止措置である「完全禁煙している」「喫煙場所を設置し、空気清浄機等を使用するとともにしきりを設置して、たばこの煙が喫煙場所から流出しないようにしている」を合わせた割合は、公共施設では21.9%、事業所では11.7%で、その取り組みが不十分な状況にあります。

県では、平成15年5月に健康増進法第25条の啓発チラシを市町村、福祉施設、官公庁、駅、デパート、コミュニティーセンター、金融機関など約1,000か所に配布し、受動喫煙防止対策についての周知を行いました。



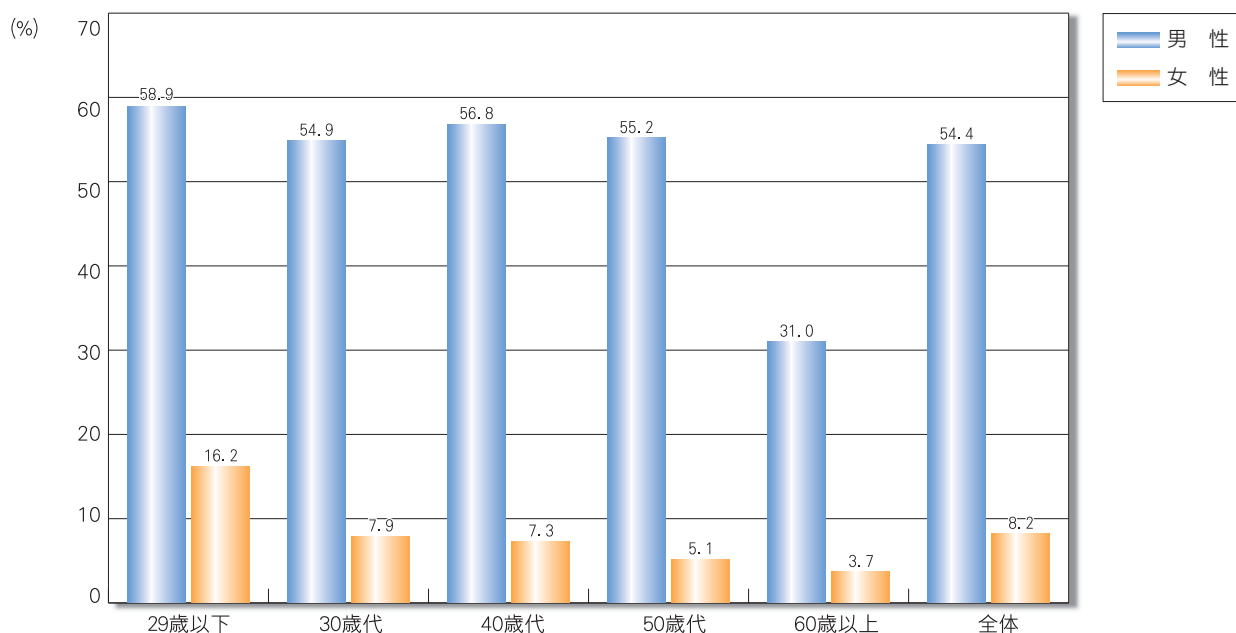
課題

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等の専門団体がオピニオンリーダーとして、会館内や病院・診療所・薬局内の禁煙に取り組む必要があります。
- 公共施設、事業所いずれも受動喫煙防止対策の取り組みが不十分です。民間施設や事業所において受動喫煙防止対策を促進していくためには、県、市町村の施設における速やかな実施が必要です。また、事業所においては、職場におけるハラスメントにつながっているケースもあるという指摘もあり、快適職場の形成という視点で、喫煙対策を推進する必要があります。
- 空気清浄機を設置しただけでは、ガス状の有害物質は除去できないため、受動喫煙防止対策としては不十分です。関係施設に対して、適切な受動喫煙防止方法の周知・徹底を図る必要があります。
- 飲食店での受動喫煙防止対策の取り組みが不十分であると指摘されており、さらなる取り組みが必要です。
- 公共施設や事業所における受動喫煙防止対策の普及を図るためには、喫煙対策の実態調査を適宜実施し、その結果を周知することも必要です。

3. 禁煙サポート

現状

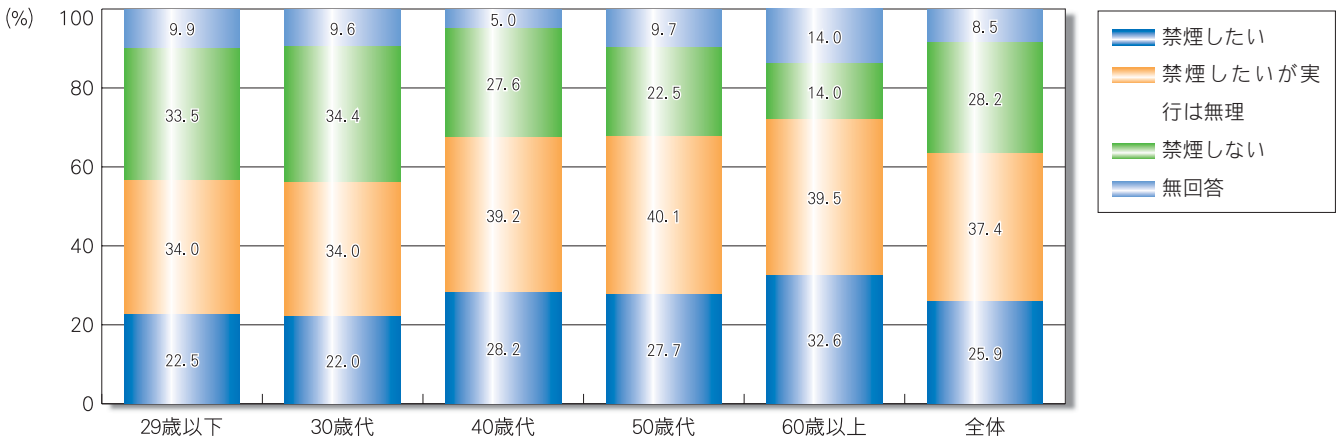
3-1 成人の喫煙率



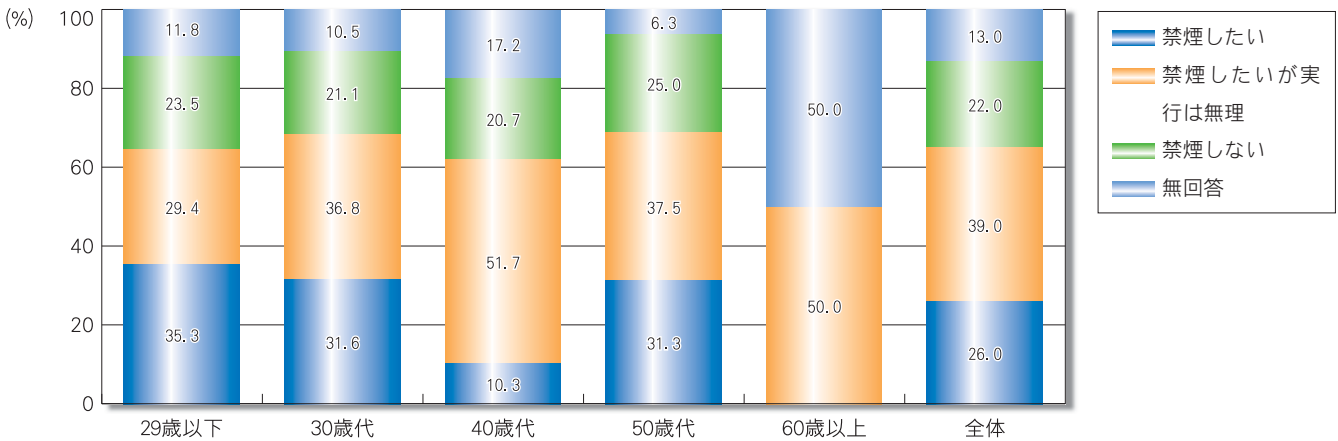
出典：平成13年度職場の健康づくり実態調査報告書（島根県健康福祉部健康推進課）

3-2 禁煙希望の状況

●男性



●女性



出典：平成13年度職場の健康づくり実態調査報告書（島根県健康福祉部健康推進課）

成人の喫煙率は男性54.4%、女性8.2%でした。喫煙者のうち、男女とも6割程度の人が禁煙したいと思っています。

3-3 禁煙指導を行っている医療機関数

松江圏域	雲南圏域	出雲圏域	大田圏域	浜田圏域	益田圏域	隠岐圏	計
40か所	8	29	14	15	16	9	131

(平成14年度島根県、島根県医師会調査)

禁煙指導を行っている医療機関の数は131か所で、各圏域の医療機関で取り組まれています。

課題

禁煙希望者が身近なところで禁煙指導を受けることができるように禁煙サポート体制を整備するため、関係者の連携強化が必要です。また、市町村における相談等の禁煙サポート体制の充実が必要です。

4. 普及啓発について

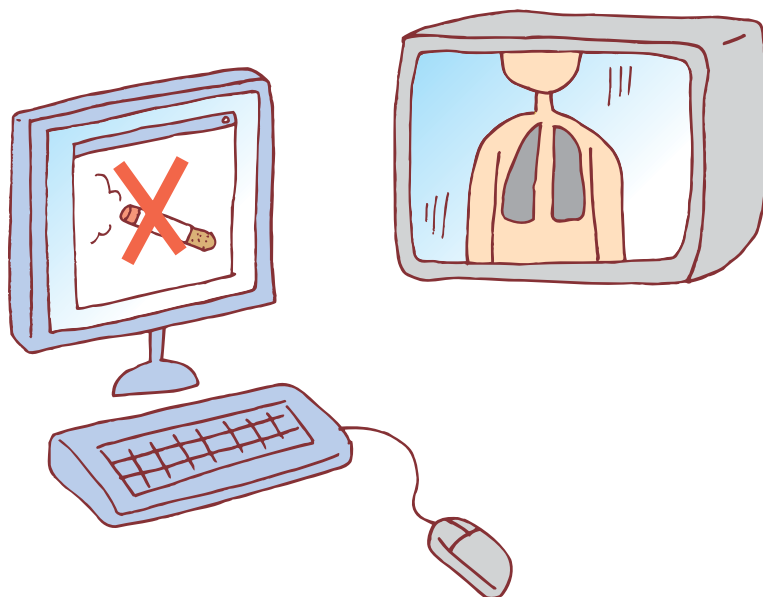
現 状

喫煙の健康への悪影響については、青少年育成島根県民会議の情報誌等を活用するとともに、平成15年6月に開催した「たばこを考える県民の集い」において、啓発講演会や街頭キャンペーンを実施し、その知識の普及を図りました。各健康福祉センター等においても、職員が小学校や中学校に出向いて講話を行ったり、啓発ポスターの配布等を行うとともに、市町村においても講演会など様々な普及啓発の取り組みが実施されています。

課 題

喫煙が健康に与える悪影響について十分な知識をもっていない人がまだまだ多く、さらなる知識の普及が必要です。住民に情報提供する上では、マスコミの役割が重要であり、イベント等を開催し、住民のみならずマスコミ関係者にも正しい知識の普及を図る必要があります。さらに、インターネットや各種情報誌等を活用するとともに、学校における知識の普及も継続的に実施する必要があります。

また、テレビドラマ等の喫煙シーンからも子どもたちは喫煙への誘惑を受けており、「防煙」の視点からもマスコミの協力が必要です。



Ⅲ 今後のたばこ対策推進の基本的な考え方

たばこについては、未成年者の喫煙、受動喫煙の防止、たばこに関連した疾病に伴う医療費の問題など社会的な問題があることから、行政、住民、関係機関・団体が一体となって、社会全体でその対策に取り組む必要があります。さらに、教育、税、農業など様々な分野に関連することから、健康担当部局のみならず、様々な部局においても重要な課題としてとらえ、その対策を推進していく必要があります。

特に、将来の島根県を担う子ども達の健全な育成ということを考えると、様々な対策のうち未成年者の喫煙防止に最も力点を置いて進めていく必要があります。



IV 今後のたばこ対策について

1. 県の取り組み

1) 未成年者の喫煙防止～「防煙」～について

未成年者喫煙禁止法では未成年者の喫煙を禁止するとともに、「満20年に至らざる者にその自用に供するものなることを知りて、たばこまたはその器具を販売したる者は50万円以下の罰金に処す」と規定されています。さらに、平成14年2月の警察庁生活安全局長、厚生労働省健康局長、財務省理財局長の3局長連名通知では、「未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底」、「未成年者喫煙防止の観点から、十分な管理、監督が期し難いと認められるたばこ自動販売機の撤去又は設置場所の変更」等といった、未成年者の喫煙防止対策についての取り組みの要請を、たばこ販売関係団体に行っています。

子どもへの効果的な喫煙防止教育を実施します。

子どもへの喫煙防止教育については、中学生や高校生だけでなく小学校も含めて、その成長段階に応じて適時適切に行う必要があります。効果的な喫煙防止教育の方法・ツールについての研究事例に関する情報提供など学校現場をサポートするシステムを確立するとともに、教員への健康教育研修等により、喫煙防止教育の一層の推進を図ります。

また、警察、学校現場、市町村等と連携を密にし、薬物乱用防止、非行防止等、様々な角度から喫煙防止教育を行います。

未成年者の喫煙問題について、保護者の意識を高めます。

研修会や学校毎のPTA総会、各種会合などでの説明やチラシの配布などにより、未成年者の喫煙問題について、保護者の意識を高めます。

学校敷地内を禁煙にします。

学校は授業や特別活動の中で、たばこや薬物が健康へ悪影響を及ぼすことを教育する場であることに配慮し、学校敷地内を禁煙にします。その取り組みは教職員だけでなく、運動会等の学校行事、クラブ等においても保護者に協力を求め、学校、地域全体の取り組みとして推進します。

未成年の喫煙者の街頭補導活動を行います。

各警察署単位では、定期的に未成年者の飲酒・喫煙の街頭補導活動を行います。

国やたばこ販売関係者に未成年の喫煙防止対策の取り組みを要請します。

我が国は他国と比較してたばこの価格が低く、未成年者がたばこを手に入れやすい環境にあることから、たばこの価格や販売方法などについて、未成年者がたばこを容易に購入できない環境づくりの推進を、国やたばこ販売組合、コンビニエンスストア等の小売業者に対して要請します。

テレビドラマ等での喫煙シーン自粛を要望します。

テレビドラマや映画等における俳優の喫煙シーンは未成年者の喫煙への誘惑をかりたてるものです。テレビドラマ等での喫煙シーン自粛をマスコミ関係団体に働きかけていきます。

2) 受動喫煙防止～「分煙」～について

厚生労働省からの関連通知や「職場における喫煙対策ガイドライン」では、受動喫煙防止のためには、当該施設を全面禁煙にする方法と喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように施設内の喫煙場所と非喫煙場所を分割（空間分煙）する方法が示されています。さらに、人事院通知では、「国の庁舎内においては、少なくとも空間分煙は確保されるよう具体的対策を講ずるとともに、可能な範囲で全面禁煙の方向で改善に努める」とされました。

県庁舎内、県関係施設内の受動喫煙の防止措置を速やかに実施します。

本年11月から、県本庁舎、各分庁舎、議会棟、会議棟は空間分煙となりましたが、合同庁舎等その他の県施設、警察施設についても早期に受動喫煙防止措置の徹底を図ります。

さらに、受動喫煙防止措置の徹底に加え、チラシ、ポスターの掲示等により、喫煙による健康への悪影響について啓発するとともに、禁煙希望者へのサポート体制を整えます。

禁煙飲食店の登録制度を推進します。

しまね長寿社会振興財団による、「たばこの煙のない飲食店」の登録店を増やします。

多数の者が利用する施設へ受動喫煙防止措置のアドバイスを行います。

施設のニーズに応じ、健康福祉センターは施設内のたばこ粉じん濃度測定によるチェックや、適切な分煙方法についてのアドバイスを行います。

3) 禁煙サポート～「禁煙」～について

「禁煙したい」と思っている人を禁煙に導き、「禁煙したいが無理」と思っている人を「禁煙できる」という意識に変えていくための環境づくりが必要です。

禁煙サポート体制を整備します。

住民に身近な医療機関、薬局、市町村等で禁煙補助剤（ニコチンパッチ、ニコチンガム）などによる禁煙サポートを受けられるようにするため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師等に対する研修を行うとともに、禁煙指導マニュアルを各医療機関に配布し、禁煙サポートの普及を図ります。

また、健康福祉センターは未成年者の禁煙サポート体制も整備します。

4) 普及啓発等について

喫煙による健康への悪影響について、正しい知識の普及が必要です。

喫煙の健康への悪影響についての普及啓発を積極的に行います。

市町村等関係機関・団体と一体となって、ポスターやチラシなどの啓発媒体、インターネット、マスメディアなどを活用し、喫煙による健康への悪影響について全県的な啓発を図ります。

2. 市町村の取り組み

市町村では、以下の取り組みを積極的に推進する必要があります。

- 庁舎内、関係施設内の受動喫煙防止措置の徹底
- 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる禁煙等の相談体制の確保
- 学校敷地内の禁煙
- 青少年育成市町村民会議、民生児童委員協議会、子育て支援委員会等未成年者を取り巻く関係機関・団体の連携強化による、未成年者の喫煙防止の啓発・指導
- 個別健康教育の実施等、禁煙希望者へのサポート体制の充実
- 各種イベントや地域放送等を活用した住民への啓発

3. 関係機関・関係団体の取り組み

1) 未成年者の喫煙防止

P T A 団体、青少年育成団体、医師会、歯科医師会、薬剤師会、商工関係団体、食生活改善推進協議会、連合婦人会、たばこ販売組合、禁煙体験者グループ、財務事務所を中心に以下の取り組みを推進する必要があります。

- 未成年者の喫煙防止についての P T A への研修などによる保護者の意識啓発
- 未成年者の喫煙に関する様々な調査を行いながら、今後の未成年者の喫煙防止活動を展開
- たばこ販売の際の、未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底
- 未成年者の喫煙防止の観点から、十分な管理監督が期し難いと認められる自販機の撤去または設置場所の変更
- 未成年者のたばこ購入を防止するため、自販機へのポスター、ステッカー等の貼付
- 未成年者が容易に購入することができる時間帯の自販機の稼働停止
- 未成年者の喫煙防止のための、たばこ販売者に対する年齢確認の実施方法などの研修
- コンビニ関係者等へのたばこ販売の際の年齢確認義務徹底の申し入れ
- P T A と学校の連携による、生徒指導パトロールの強化
- 地域内で未成年者の見守り、声かけ運動の推進
- 機関誌や講演会等による、青少年育成者や家庭への啓発

○大学や短大、看護師、歯科衛生士養成専門学校等の未成年学生への喫煙防止の指導

2) 受動喫煙の防止

労働局、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、食品衛生関係団体、商工関係団体、PTA団体、食生活改善推進協議会、連合婦人会を中心に以下の取り組みを推進する必要があります。

- 医師会等保健医療の専門団体会館内の禁煙
- 医療機関の禁煙
- 事業主に対する喫煙対策の研修の実施
- 「職場における喫煙対策のガイドライン」の普及啓発、事業所における喫煙対策の好事例等をホームページ等での紹介などによる、事業所の受動喫煙防止対策の促進
- しまね長寿社会振興財団による禁煙飲食店の登録
- 事業所における受動喫煙防止対策の推進
- 食品衛生関係者に対する受動喫煙防止対策の研修の実施
- 公共の場における禁煙の呼びかけ、施設管理者に対する受動喫煙防止の徹底の働きかけ

3) 禁煙サポート体制の整備

労働局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、食生活改善推進協議会、連合婦人会、禁煙体験者グループを中心に以下の取り組みを推進する必要があります。

- 各郡市医師会に「たばこ対策委員会」を設置し、禁煙サポート体制の整備をはじめとしたたばこ対策を推進
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会相互の連携強化を図りながら、禁煙サポートのための情報交換の実施
- 島根産業保健推進センターにおける、医師による禁煙についての相談体制の整備
- 市町村における禁煙サポートの取り組みへの参画
- 禁煙経験者によるカウンセリングの普及・拡大

4) 普及啓発

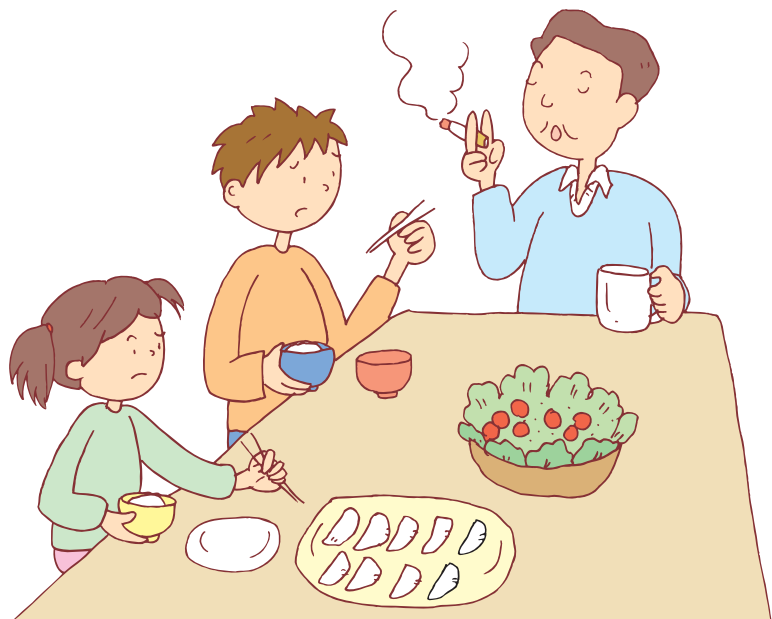
労働局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、しまね長寿社会振興財団、商工関係団体、食生活改善推進協議会、連合婦人会、マスコミ関係団体、禁煙体験者グループを中心に以下の取り組みを推進する必要があります。

- 会員等へ喫煙による健康への悪影響についての研修会の開催
- セミナー、ホームページ、機関誌、パンフレット等を通じて、喫煙による健康への悪影響について関係者への啓発普及
- 健康まつり等のイベントでの禁煙相談コーナーの設置
- 医療機関での喫煙防止ポスター等の掲示

V 県民の皆様にご期待すること

たばこについては、未成年者の喫煙防止、受動喫煙の防止、禁煙サポート体制の整備、喫煙による健康への悪影響についての普及啓発を、行政と関係機関・団体が一体となって社会全体でその対策に取り組む必要があります。

たばこ対策を今後、より効果的に推進するためには、県民の皆様ひとりひとりが、喫煙の健康への悪影響についての知識を得て、家庭・地域ぐるみで未成年者の喫煙防止や受動喫煙防止等に取り組む必要があります。

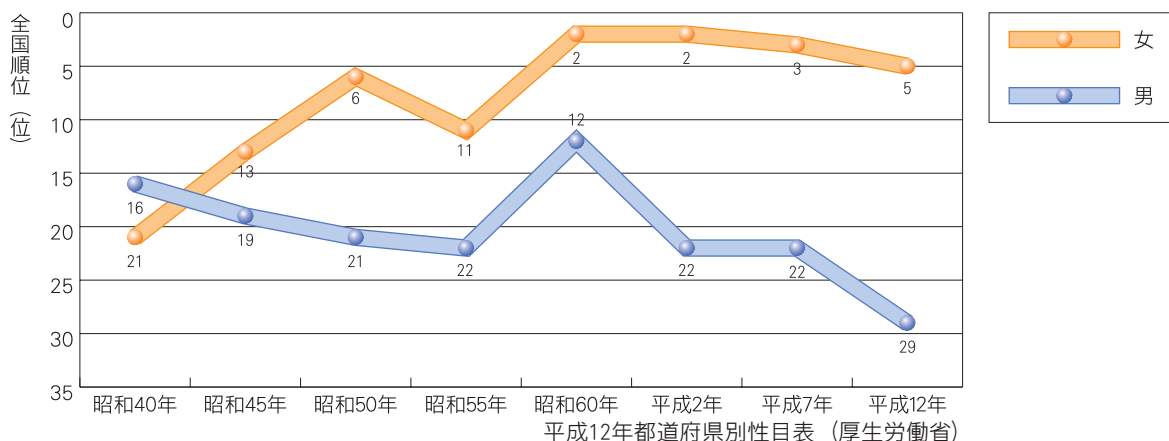


VI たばこ対策の進行管理について

この指針でまとめた県、市町村や関係機関・関係団体の今後のたばこ対策の取り組みについては、毎年、その実施状況について調査を行いながら把握し、結果については県のホームページにおいて公表します。さらに、健康長寿しまね推進会議・圏域健康長寿しまね推進会議の議論やホームページに対する意見などを参考にしつつ、これまでの取り組みを評価して、次年度以降の活動に活かします。

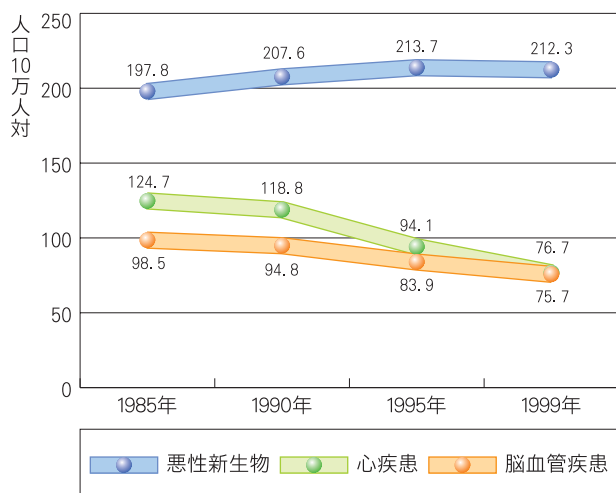
島根県における健康指標の動向

平均寿命の全国順位の推移



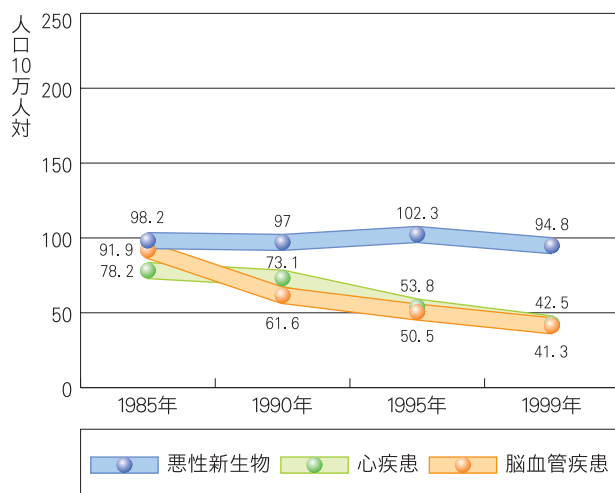
3大死因の年齢調整死亡率の年次推移

●男性



島根県健康指針のマクロより

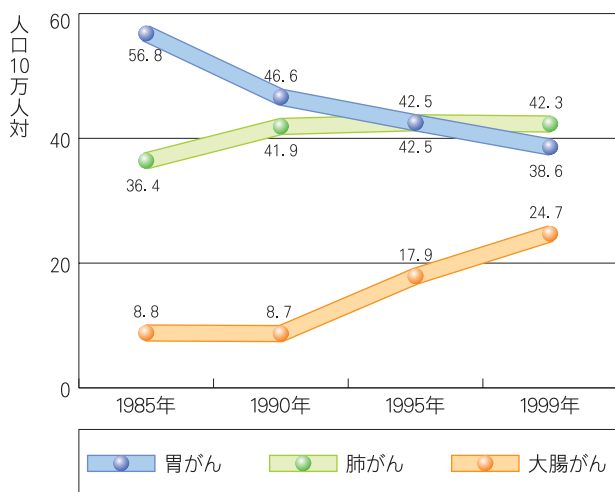
●女性



島根県健康指針のマクロより

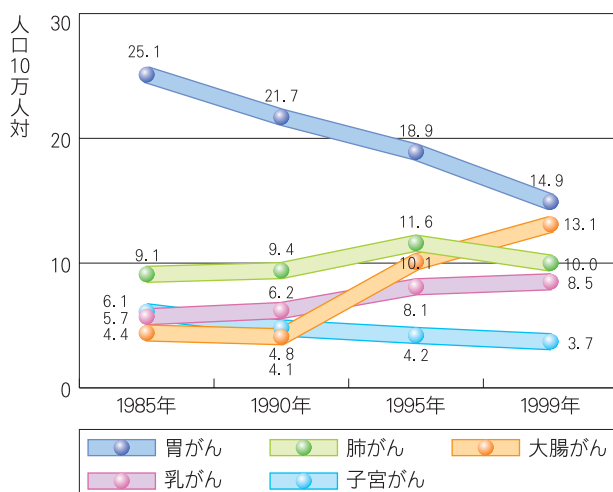
各種悪性新生物の年齢調整死亡率の年次推移

●男性



島根県健康指針のマクロより

●女性



島根県健康指針のマクロより

島根県たばこ対策指針策定委員会要綱

(目 的)

第1条 平成12年度から、平均寿命の全国順位を男性は10位以内、女性は1位、平均自立期間の全国順位を男女とも全国1位を目標に、健康づくり対策、高齢者の生きがいづくり対策、要介護状態の予防対策を3本柱に、「健康長寿しまね」を推進している。

たばこは、各種のがんや循環器疾患など喫煙者の健康に様々な悪影響を及ぼすだけでなく、受動喫煙による周囲の非喫煙者への影響も大きいことから、平成15年度から健康長寿しまねの重点項目として推進することとしている。そのため、たばこ対策の具体策や関係機関の役割について検討し、今後のたばこ対策を総合的、効果的に推進するための指針を策定する「たばこ対策指針策定委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

(構 成 員)

第2条 委員会は次の関係者をもって構成する。

- (1) 行政関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 健康推進団体、民間団体
- (5) たばこ供給者
- (6) マスコミ関係者

(協議事項)

第3条 委員会の協議事項は次に掲げるとおりである。

- (1) 県内のたばこ対策の現状と問題点
- (2) 県内のたばこ対策を推進するための指針の策定
- (3) 県内のたばこ対策を推進するための関係機関の役割
- (4) その他必要な事項

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を一人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会には、必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる。

(事 務 局)

第6条 委員会の庶務は事務局で行い、事務局は健康推進課に置く。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は平成15年6月2日から施行する。

島根県たばこ対策指針策定委員会名簿

島根県市長会	岡 宏明	松江市福祉部次長
島根県町村会	清原 茂治	事務局 長
島根県労働局	榎野 順三	安全衛生課 長
市教育長会	山本 弘正	松江市教育長
町村教育長会	鞆嶋 弘明	東出雲教育長
島根県PTA連合会	山田 由美子	八束郡母親委員会副委員長
島根県高等学校PTA連合会	積田 正江	副 会 長
島根県医師会	佐藤 充男	常 任 理 事
島根県歯科医師会	青戸 泰吉	会 長
島根県薬剤師会	田中 慎二	副 会 長
島根県大	荒川 長巳	保健管理センター教授
島根県食生活改善推進協議会	光永 栄子	会 長
島根県商工会女性部連合会	吉田 通子	副 会 長
島根県商工会議所青年部	園山 喜久	監 事
島根県連合婦人会	上田 正子	常 任 理 事
島根県食品衛生協会	寿山 勉	会 長
ハイヌーン・しまね	曾田 早苗	代 表
いずも禁煙を考える会	松尾 隆吉	会 長
松江たばこ販売協同組合	景山 一彦	理 事 長
山陰中央新報社	清水 由起子	学 芸 部 記 者

(敬称略 順不同)

(事務局)

健康福祉部 次 長	正林 督章
健康推進課 課 長	中川 昭生
〃 課長補佐	梶浦 靖二
〃 主 幹	魚谷 幸枝
〃 主任主事	佐藤 英樹

※関係各課等

職員課 管財課 青少年家庭課 教育委員会義務教育課 高校教育課
保健体育課 警察本部生活安全部少年課 しまね長寿社会振興財団

島根県たばこ対策指針

発行年月日●平成16年2月

編集・発行●島根県健康推進課

TEL (0852) 22-5270

印刷●株式会社島根県農協印刷

